

金城大学短期大学部後援会会則

第1章 名称・目的

- 第1条 本会は金城大学短期大学部後援会と称し、事務所を金城大学短期大学部内に置く。
- 第2条 本会は金城大学短期大学部の教育事業を後援し、併せて大学と家庭との連絡を緊密ならしめ、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 大学の事業の実施及び施設の整備に対する協力援助に関する事
 - (2) 大学と家庭との連絡提携に関する事
 - (3) 学生及び職員の研究に対する協力援助に関する事
 - (4) 会員相互の親睦と研修に関する事
 - (5) その他必要と認められる事

第3章 会員

- 第4条 本会は次の会員を以って組織する。
- (1) 正会員 金城大学短期大学部学生の父母・保証人等
 - (2) 特別会員 金城大学短期大学部の教育に理解をもち、本会の目的を援助する者

第4章 役員

- 第5条 本会には次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 会員の中から役員会の推薦に基づき総会にて選出する
 - (2) 副会長 2名 会員の中から会長が委嘱する
 - (3) 会計監事 2名 会員の中から会長が総会の承認を得てこれを委嘱する
 - (4) 幹事 若干名 会員の中から会長が委嘱する
 - (5) 顧問 若干名 必要に応じて会長が委嘱する

第5章 役員の仕事

- 第6条 役員の仕事は次の通りである。
- (1) 会長 本会を代表して会務を統理し、総会・役員会を招集し、副会長、会計監事、幹事、顧問を委嘱する
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する
 - (3) 会計監事 本会の会計経理を監査する
 - (4) 幹事 事業の企画運営に参画する外、本会の庶務及び会計事務を管掌する
 - (5) 顧問 会長の相談に応じ本会の発展に寄与する

- 第7条 役員の仕事は一カ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第 8 条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 9 条 本会の会議は次の通りである

- (1) 総 会 定期総会は、毎年一回開催し、臨時総会は、役員会で必要ありと認められた時、これを開催する
- (2) 役 員 会 役員会は、毎年一回以上開催する
- 2 総会の議長には会長が当たり、その議事は会員出席者の過半数をもって決する。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会計監事の承認
 - (3) 事業の計画、予算及び決算の承認
 - (4) その他重要な事項
- 4 役員会の議長には会長が当たり、その議事は役員出席者の過半数をもって決する。
- 5 役員会は、事業計画案、予算案及び決算書案を作成し、その他重要な項目について審議する。

第 7 章 会 計

第 10 条 本会の経費は会費及び寄附金を以て充てる。

第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 会 則 の 改 正 等

第 12 条 本会の会則は総会の議決により改正することができる。

第 13 条 この会則の実施に関し必要な事項は、役員会において定める。

附 則

- 1 この会則は昭和 51 年 6 月 19 日から施行する。
- 1 この会則は昭和 53 年 6 月 17 日から施行する。
- 1 この会則は平成 12 年 5 月 31 日から施行する。
- 1 この会則は平成 26 年 6 月 20 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 9 条の規定については、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この会則は令和 4 年 6 月 4 日から施行する。